

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 28 年度 第 16 回定例

11 月 22 日 (火)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 11 月 22 日に教育委員会第 16 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 11 月 22 日（火） 開会 13 時 15 分  
閉会 14 時 45 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 員 齊 藤 行 雄  
委 員 員 興 直 孝  
委 員 員 渡 邊 靖 乃  
委 員 員 藤 井 明

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長  
北 川 清 美 理事兼教育総務課長  
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長  
小野田 裕 之 教育政策課長  
本 村 勉 情報化推進室長  
遠 藤 宗 男 人権教育推進室長  
長 澤 由 哉 財務課長  
南 谷 高 久 福利課長  
林 剛 史 義務教育課長  
太 田 修 司 義務教育課人事監  
藤 本 眞 二 幼児教育推進室長  
渋谷 浩 史 高校教育課長  
神 田 不二彦 高校教育課指導監  
山 崎 勝 之 特別支援教育課長  
山 本 知 成 社会教育課長  
赤 石 達 彦 文化財保護課長  
奥 村 篤 静岡教育事務所長  
河原崎 全 中央図書館長  
吉 澤 勝 治 総合教育センター所長

#### 4 その他

- (1) 34、35、36、37、38 号議案は原案のとおり可決された。
- (2) 報告事項 1、2 は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

#### 【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 37 号議案及び報告事項 2 は県議会へ上程する前の案件であるため、第 38 号議案は人事案件であるため非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 37、38 号議案及び報告事項 2 は非公開とする。

## ＜非＞第 38 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

## ＜非＞第 37 号議案 平成 28 年 12 月県議会定例会に提出する議案

### ＜非＞報告事項 2 平成 28 年 12 月県議会定例会への報告事項

教 育 長： 第 37 号議案「平成 28 年 12 月県議会定例会に提出する議案」及び、報告事項 2「平成 28 年 12 月県議会定例会への報告事項」について、長澤財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案、報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 資料 25 ページの 4、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例で、1 改正の概要の（1）に「公務の運営に支障のある場合を除き」とあるが、その判断は誰がするのか。また、判断の基準はあるのか。

教 育 次 長： 介護休暇の決裁権者となり、通常は校長が判断する。「公務の運営に支障のある場合を除き」という表現は常套句となる。

藤 井 委 員： 各現場での明白な基準はあるのか。

教 育 次 長： 基準は無い。その職員が居ないと公務が成り立たないとか、代替性があるとか、判例はあるが難しい。

藤 井 委 員： 危惧するところは、各学校の判断基準がバラバラになってしまうことで、そのような状況は好ましくないと考えている。

教 育 長： 校長会等でも話し合いがされていると聞いている。

藤 井 委 員： 細かい基準を作ることは困難だと思うが、現場でチグハグにならないような工夫の余地があると思う。

教 育 次 長： これはもともと育児休業法にあった。小学校就学前の子どもを抱える看護師の例で、公務の運営に支障があるということで時間外勤務をさせたことがあったようだが、大方の行政機関では、公務の運営に支障が出るという理由で時間外勤務をさせたという事例を聞いたことは無い。どちらかという、育児と介護の申請があれば尊重しなければならない。

興 委 員： 補正予算について伺う。18 ページに繰越明許費の説明があるが、文化財調査受託事業費の 9,100 万円は元々計上されているベースがあるのか。

- 財 務 課 長： ある。
- 興 委 員： 繰越明許費を計上する事案になったということか。
- 財 務 課 長： そうである。
- 興 委 員： 本来、繰越明許費は予算全体が繰越明許費に指定されており、この説明に交渉の調整に日時を要したとあるがそれは当初から想定されるものである。したがって、予算化する段階で議会承認が取られているべきと思うがどうか。
- 財 務 課 長： 繰越明許費には2種類ある。興委員が指摘されたように、あらかじめ繰り越すことが分かっている事案は繰越明許費や債務負担行為を設定するが、今回の場合は、平成28年度中に業務が完了するという想定であった。説明した理由により事業の一部が次年度にかかってしまうので、繰越明許費を計上するものである。
- 興 委 員： 文化財保護の活動は非常に難しいと憂慮する。よって、文化財保護の事業は本来、繰越明許にしておくべきであり、そうしておけば今回のような補正案を出す必要もないと思料する。もう1点確認をしたい。24ページの3静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例と25ページの4職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴って追加予算措置が必要となることはあるのか。
- 教育総務課長： ない。
- 興 委 員： 施行日を平成29年1月1日とするのは、平成29年度以降のための措置と考えてよいか。28年度中の追加財政措置を講じないということだが、28年度が残り3か月の段階で施行する理由は何か。
- 教育総務課長： 予算措置は来年度も必要ない。国が法律改正したのでいち早く追隨しており、職員にとって有利なように改正している。
- 興 委 員： 予算措置を講じなくても十分に執行可能であると理解してよいか。
- 教育総務課長： 執行可能である。
- 興 委 員： 藤井委員が指摘した、校長が判断したことについて、教職員に不満があれば行政不服審査の手続きがあるはずである。校長に全面的な権限があるとしても、バランスをとらなければならないとしたら、そのような機会はあると思う。教育次長が言うように公務の運営に支障がある場合を除くということが、全くの白紙かというのと別の措置があると思う。
- 教 育 次 長： これは職員のマネジメントの話である。このような時代なので、任命権者は育児や介護に最大限配慮しなければならない。
- 斉 藤 委 員： 給与改定のことだが、若年層に重点をおいて、若年層の給与水準を0.2パーセント上げるということだが、若年層も含めた全体の水準を100分の101.89引き上げるという意味か。
- 教 育 次 長： 22ページに平均改定率0.2パーセントと書いてあるが、県内の事業所の平均を見ると0.88県職員が低かった。0.88を是正する時、本給を上げたり、手当を上げたりという手段をとる。今回、毎月の給与表を

平均で 0.2 パーセントと改定するとしたのは、県内若年層の事業所民間給与と県職員の若年層を比較すると民間の若年層は多く貰っており、逆に 50 歳代の層になると公務員の方が高い。毎年、その是正措置を行っており、今回は平均改定率 0.2 パーセントで、20 歳代の若手職員は月単位で 1,500 円程度の引き上げとなるが、年齢層が高くなると 300 円から 400 円程度の引き上げとなり、トータルで平均改定率 0.2 パーセントとなる。

- 教 育 長：他に質疑はあるか。  
全 委 員：(特になし)  
教 育 長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
全 委 員：(異議なし)  
教 育 長：第 37 号議案を原案どおり可決し、報告事項 2 を了承する。

(会議の公開)

- 教 育 長：ここで会議を公開とする。

#### **第 34 号議案 平成 28 年 12 月県議会定例会に提出する報告書**

- 教 育 長：第 34 号議案「平成 28 年 12 月県議会定例会に提出する報告書」について、小野田教育政策課長より説明願う。

教育政策課長：<議案についての説明>

- 教 育 長：質疑等はあるか。

教 育 長：事務局のこれまでの整理に感謝する。その上で申し上げる。このように分冊で作成すると、地教行法 26 条に定義する点検評価書はどちらになるのか。これはどうみてもバランスを欠いている。これまで委員協議会で第 3 章についてとか、第 4 章についてということで意見を求められてきているので、その部分に限って意見を出しているが、その対応については教育委員会の十全な審議を経ずに進めてきている。点検評価は教育委員会が直轄でやらなければいけない業務である。地教行法 26 条に記載されている事の重みを考えると、現実的にこの場で議論してもしかたないが、強いて意見を付すと、内容としてもったいないのは、静岡県・静岡県教育委員会『静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第 2 期計画 評価書』と、静岡県教育委員会『教育委員会事務の主要な取組の評価（平成 27 年度・28 年度）の内容でどちらに何が盛り込まれていて、何が盛り込まれていないのか」というと、静岡県教育委員会『教育委員会事務の主要な取組の評価（平成 27 年度・28 年度）』の総括のところにも何の言及もない。一方で巻末を見ると外部評価者のコメントがあり、また教育委員会の活動状況が詳細に記載されている。この 2 つの情報は重要であるが、総括が無いのはもったいなく、残念である。具体的な提案となるが、教育委員が委員協議会の場で意見を出してきたことは静岡県・静岡県教育委員会『静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン

第2期計画 評価書』の第3章、第4章についての意見だと思う。地教行法 26 条に基づく教育委員会としての正式な評価書は、基本的に静岡県・静岡県教育委員会『静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画 評価書』であって、合わせて参考資料としてこの静岡県・静岡県教育委員会『静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画 評価書』をアタッチするというかたちで、2つ評価書が存在するというだけでなく、あくまで静岡県・静岡県教育委員会『静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画 評価書』をベースにして、静岡県教育委員会『教育委員会事務の主要な取組の評価（平成 27 年度・28 年度）』をアタッチするかたちとしてほしい。静岡県教育委員会『教育委員会事務の主要な取組の評価（平成 27 年度・28 年度）』には総括文が一切無い。その一方で静岡県・静岡県教育委員会『静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画 評価書』には外部評価者の意見が無い。これでは地教行法 26 条に基づいて外部の方々の意見聴取と記載されているのであって、せめて参考でも「付随する」ということを記載してまとめたらどうか。できないわけでないので工夫して、この場で判断してほしい。もう1点、内容について、教育長に委任する事項や、専決で処理する事項の運営の仕方が、どうだったのかを地教行法に基づいて、教育委員会が点検評価しなければならないと思うので、次年度以降はそういったことにも配慮して取り組んでいくことが必要である。

教育政策課長： 白い表紙の静岡県・静岡県教育委員会『静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画 評価書』が点検評価書で、緑の表紙の静岡県教育委員会『教育委員会事務の主要な取組の評価（平成 27 年度・28 年度）』が点検評価書を補完するかたちとなるように工夫する。

興 委 員： 緑の表紙静岡県教育委員会『教育委員会事務の主要な取組の評価（平成 27 年度・28 年度）』の巻末に外部の方の意見が掲載されている。武井委員、松永委員と県立大学の先生が居て、比較的プロの方の外部有識者の意見であったと思う。今回は実践委員会委員長も加わっていただき、社会との関りという観点から、教育行政全体をもっとかたちとして意見を出していこうという取組だったと認識しており、斬新なやり方となっていると思う。こういったかたちを作るに当たって、教育委員会が必要な議決はしなければならなかった。うやむやで過ぎてしまったことは、教育委員会の役割の重要性と審議の必要性の意義を考えて、次年度は徹底的に改善してほしい。内容について、厳しい意見もあろうかと思うので、それらを踏まえて我々教育委員が十全な教育委員会活動をしていくことをこの場で共有できるようにしたい。

教 育 長： やるべきことは多いのでそれを整理整頓することと、外部委員の意見も多く頂いているので、優先順位も含めて我々是对応しなければなら

ない。教育委員会のあり方についてもこのままでよいのか。行事が多すぎて時間に縛られているが、時間を掛ければいいというものでもない。もう少し整理整頓して委員の方々にも効率的に検討していただけるように戦略を考えていく。

藤井委員： この評価書を取りまとめるプロセスに途中から参加したが、私が感じたことは既に指摘しており、反映されている。現時点で内容に関して異議は無い。

斉藤委員： この評価書の内容に異議は無いが、定例会の議事をまとめてみると、懲戒処分事案が多いと感じる。

教育長： 懲戒処分については校長会、教頭会の集まりで必ず話題となる。我々が議論したいことは懲戒事案ではない。現在、ストレスチェックを実施し多忙感についても分析を進めている。情報を収集し、民間企業の良い手法があれば教育委員会に活用することもひとつと考える。

藤井委員： 当たり前なことだが評価をする作業が目的化しないようにすることは重要である。原点は目標があって、それを達成するためにどういったプロセスにするのか、その途中の評価にすぎない。そこで生み出されるものを必ず改善につなげていく、目標達成に近づけていくプロセスが最も重要だということを忘れてはいけない。

興委員： 教育行政がどうであったかについて、印象としてはよく努力してやってきたと思うが、ここにある成果の指標と、個別の進捗状況を観ると、努力はしたが成果として表れていないというように総括として観えてくる。指標について、例えば図書館を利用した人の割合はどうであったのかなど、数値目標を定めている。そうでなくて、その結果として成果がどうあがってきたのかを示さなければならないが、それ自体は抽象的なものとして掌握しなければならない。それは難しいことだが、そのように考えると、この指標にあがっているアイテムをどうするのか、なぜ評価をしていくのかと同時に、進捗状況であがっているアイテムがこれでいいのかどうかの検証をしなければならない。その部分がおざなりになって現在に至っている。これは外部有識者からも繰り返し指摘されている話である。残り1年なので次の新しい計画を策定する時は、指標をどうするのか、進捗状況のアイテムをどうするのか、本当に意味のある教育行政の点検ができるアイテムに絞り込んで点検評価をしていくと、もっと迅速に労務をかけないで作業ができると思う。そういった努力をしていくことをこの場で共有していきたい。

教育長： 教育長となって1年半となるが、ここで決めたからといって、すぐに始まって成果が出るわけでない。相手は人である。次世代に活躍する子ども達を育てる。グローバル人材をどう育てるか、静岡人材をどう育てるか、家庭環境もあるし様々な状況が絡み合っており、先生方は四苦八苦している。しかし、それを乗り越えるシステムを作っていかなければならない。興委員が指摘した内容も理解できるので、よい意味で効率的に、しかし人としてどういった方向に持っていくのかを教

育委員の方々の意見を聞きながら進めていきたい。

興 委 員： 私が知事から依頼されて、静岡県教育行政のあり方検討会を行った際、地教行法 27 条に基づく、県教育委員会の点検評価は何であったかという、様相は全く違う。当時と比較するとガラッと改善されており、いい形で、ここまできていると思う。当時の議論のポイントを知っているのは斉藤委員だけである。昔は課が予算を持っていて、予算の進捗状況を経営管理部に提出し、その総括表をまとめてホチキスして県教育委員会の点検評価として提出していた。県教育委員会が県全体の教育行政をレビューするという発想がなかった。それをもって地教行法 27 条に基づく成果だと言ってきたがそれは違うと指摘した。成果目標を視野に入れ、掌握するということが必要であるという議論があった。もう 1 点は、外部有識者と教育委員会の関係の問題において、ある委員が、教育委員会の点検評価を外部有識者が評価して、その上で議会に提出するということを強硬に提案していたが、そうではなく、外部有識者の意見は出してもらった上で、教育委員会としてそれを掌握していくことは点検評価者としての責務であると総括した事がある。それから 3 年程度しか経っていないが、どう成長させていくかが教育行政の実を上げるべく必要なことであると思う。担当である教育政策課長がそのような歴史を踏まえて作業に取り掛かってほしい。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 34 号議案を原案どおり可決する。

### **第 35 号議案 平成 29 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)高等部専攻科生徒募集計画**

### **第 36 号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則**

教 育 長： 第 35 号議案「平成 29 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)高等部専攻科生徒募集計画」及び、第 36 号議案「静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則」について、山崎特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 枠を拡大することによって、入学できない支援を必要とする生徒は、どの程度いるのか。

特別支援教育課長： 結果として入学できない生徒はいない。

藤 井 委 員： その実態調査は正確なのか。

特別支援教育課長： 正確である。

興 委 員： 規則改正なので杓子定規な表現なのかと思うが、議案で議決内容と、事務局説明の背景となる資料を添付してほしい。この社会背景、実態



であるからこの募集計画とする、というようにポイントを明記して審議らしい分かり易い資料を出してもらう必要がある。次年度以降、工夫してほしい。別途、1点質問する。13、14 ページにある新旧対照表の静岡県立富士特別支援学校の高等部である。旧表では3年生 33 名、2年生 57 名、1年生 45 名となっている。新表では1年生が45名から63名に増えている。このように定員に増減がある背景を説明願う。

特別支援教育課長： 中学3年生の人数が毎年変容するため、その内の何割かが特別支援学校高等部に入学する。また、地域によっても中学3年生の人数も異なる。富士特別支援学校の場合、昨年度は45名であったが、今年は中学3年生が多いことから63名となる。

興 委 員： 学校施設の収容範囲と、教職員の数が受け入れ要件となると思う。施設の収容範囲を超えると限界があるが、教員の数は増員するなどの対応はするのか。

特別支援教育課長： 教員数は学級数に応じて配置する。

興 委 員： そうであると現状把握は重要である。実態調査は毎年行っているのか。

特別支援教育課長： そうである。

興 委 員： いつ頃調査するのか。

特別支援教育課長： 5月に各市町に対して、特別支援学校で行う、進路相談体験員を周知して、5、6月に特別支援学校で進路相談を実施する。そこで大まかな実数を把握する。9月にもう一度調査をして、最終確定数として県教育委員会に報告し、その見込数をもとに計画を策定している。

興 委 員： 前任の特別支援教育課長は、推移の資料を明示して説明していたので、そういった実態把握は重要である。そのような資料はこの場に出して議決をすればその必然性は出てくるかと思う。

教 育 長： 各説明員は説明の仕方を工夫してもらいたい。そうすることでこの会の議論はスピードアップできる。各説明員は注意してほしい。

藤 井 委 員： 審議内容ではないが、知的障害や聴覚障害というように「害」という言葉が使われているが、場合によっては「がい」とひらがな表記にして和らげるという配慮をしているケースもある。「害」という表記に抵抗を感じる。すぐに変えることはできないかもしれないが、例えば「知的要支援者」とかもう少し和らいだ表現ができるとうい。

特別支援教育課長： 特別支援教育課内では「害」という言葉を用いているが、御指摘いただいた表記について検討する。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第35、36号議案を原案どおり可決する。

## 報告事項1 幼児教育推進マスコットキャラクターの決定

教 育 長： 報告事項1「幼児教育推進マスコットキャラクターの決定」について、  
藤本幼児教育推進室長より説明願う。

幼児教育推進室長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 色はこの案で決定なのか。

幼児教育推進室長： 背景によって変更する。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成28年度第16回教育委員会定例会を閉会とする。